### |療費助成制度について 度心身障害児・者

る医療費の自己負担分を助成する けるとき、各医療保険の対象とな 制度です。 重度心身障害児・者が医療を受

①身体障害者手帳1級または2級 対象者(次の①~③いずれかの方) の方

③身体障害者手帳3級または4級 ②療育手帳A1(最重度)またはA と認定された18歳未満の合併障 を所持し、かつ中度知的障がい 2 (重度)の がいの方

※ただし、65歳以上で、平成15年 せん) 帯の人のみが対象となります。 平成25年度市町村民税非課税世 10月以降に新たに重度障がい者 (①・②) の認定を受けた方は、 (課税世帯の人は対象となりま

となります。 どがあった場合は、 者があった)や健康保険の変更な 対象者で世帯状況(転入・転出 手続きが必要

○お問い合わせ

健康福祉課 福祉係

☎43-2116 (課直通)

## 特別児童扶養手当について

う制度です。 る保護者に対して手当の支給を行 歳未満の児童を自宅で養育してい 知的または精神に障がいのある20 特別児童扶養手当とは、 身体

**支給要件**(児童の障がいが次の 方はお問い合わせください。 支給要件に該当すると思われる (V

①身体障害者手帳1、2級程度の ずれかに該当する場合) 程度の障がいがある一部の方 障がいのある方および3、 4 級

③精神の障がいであって、 ②療育手帳A1(最重度)、A2(重 と同程度以上と認められる方 度)、B1(中度)の一部の方 ① ·

### 支給の制限

前年の所得が一定額以上あるとき は支給されません。 は配偶者もしくは扶養義務者に、 している場合や、受給資格者また 該当する児童が施設などに入所

療養費払い

1 級 月額4万9900 月額3万3230円 円

お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係

☎43-2116(課直通)

総合窓口第2係 佐賀支所 地域住民課

☎55-3112 (課直通

# ひとり親家庭医

童について医療費の自己負担(高 び児童、 ※ただし受給者および同居してい 額医療費は除く)を助成します。 得に対して所得税が課税されて る扶養義務のある方が前年の所 配偶者のいない母または父およ いないこと。 もしくは父母のいない児

### 助成の種類

現物給付

療費の助成分は支払わずに済む 受給者証を医療機関に示し、 医

役場で給付請求をする方法 なります。領収書が必要です。 いったん自己負担分を支払い (県外受診の場合はこの方法に

### 申請時に必要なもの

●新規の方(随時受付 保険証

印鑑、 更新の方(6月3日~23日受付) 保険証、 同意書、申請書、

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 本庁 健康福祉課 4 3 1 1 6 福祉係 (課直

通

☎55-3112(課直 通 総合窓口第2係

### 平成26年度 慰霊巡拝の参加者募集

実施予定時期が異なっていますの 募集しています。 26年度の慰霊巡拝に参加する方を 地域ごとに募集人員、募集時期、 厚生労働省と高知県では、 平成

福祉係または各遺族会長までお問 い合わせください。 で、詳細については、 健康福祉課

#### 対象地域

⑨フィリピン ⑦マリアナ諸島 ⑧トラック諸島 ⑤東部ニューギニア ③中国東北地方 ②カザフスタン共和国 ①旧ソ連沿海地方 ⑩マーシャル諸島 ④硫黄島 ⑥ インド

○お問い合わせ 健康福祉課 ☎43-2116(課直) 福祉係

通